

答 申 第 7 5 号
(諮 問 第 7 9 号)

令和元年（2019年）6月10日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 安 富 潔

平成31年（2019年）1月29日付け鎌総第3183号で諮問のあった
下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書全部非公開決定処分に対する審査請求について

1 審査会の結論

平成 30 年（2018 年）2 月 7 日付けで審査請求人が行政文書公開請求した「・平成 29 年（2017 年）9 月 1 日に都市整備部と雲頂庵が行った面談の議事録 ・12 月 13 日に都市整備部と円覚寺、雲頂庵がなされた面談の議事録 ・12 月 16 日に、非公開で開催された『北鎌倉隧道安全対策検討委員会』第 1 回会合の議事録」に対して実施機関鎌倉市長が平成 30 年（2018 年）2 月 21 日付けで行った行政文書全部非公開決定処分について、非公開とした情報のうち、別表に掲げる情報は公開することが妥当である。

2 審査請求の主張の要旨

(1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

審査請求人は、平成 30 年（2018 年）2 月 7 日付けで鎌倉市情報公開条例（平成 13 年 9 月 28 日条例第 4 号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「・平成 29 年（2017 年）9 月 1 日に都市整備部と雲頂庵が行った面談の議事録 ・12 月 13 日に都市整備部と円覚寺、雲頂庵がなされた面談の議事録 ・12 月 16 日に、非公開で開催された『北鎌倉隧道安全対策検討委員会』第 1 回会合の議事録」に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 本件処分について

実施機関は、平成 30 年（2018 年）2 月 21 日付け鎌倉市指令第 53 号で本件請求の一部に対して行政文書不存在決定処分を行った。また、併せて同日付け鎌倉市指令第 53-1 号で本件請求の残りの部分に対して行政文書全部非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

ウ 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分に対し、平成 30 年（2018 年）4 月 4 日付けで審査請求を行った。

(2) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの裁決を求める。

(3) 審査請求の理由要旨

審査請求人が平成 30 年（2018 年）4 月 4 日に提出した審査請求書及び同年 5 月 18 日に提出した反論書における主張を総合すると、審査請求の理由は、大要次のとおりである。

なお、審査請求人は審査会における口頭意見陳述を申し出なかったため、審査請求人の口頭意見陳述は実施していない。

ア 北鎌倉隧道についての市と雲頂庵の話し合いは、地元住民の安全と生存にかかわることであり、隠蔽され、改ざんされることなく公開してしかなるべきである。

イ 実施機関は、本件処分の対象となった文書（以下「本件処分対象文書」という。）は当事者に内容の確認がされていないため、現在も案の状況であり、内容については未成熟であるため非公開にしたとしているが、当事者が内容確認を回避し続けたならば、永遠に非公開となる。本件処分対象文書に係る面談から 8 か月以上経過しており、内容確認を促すべきであった。

ウ 北鎌倉隧道安全対策工事の協力要請、隧道の調査、立入り等の承諾交渉をしている最中の情報で未成熟とするが、住民の安全・安心の見地が欠如している。隧道を通れる見通し、その事実経過を公開すべきである。

3 実施機関の行政文書全部非公開決定理由説明要旨

平成 30 年（2018 年）5 月 9 日付けで提出された弁明書及び同年 6 月 28 日付けで提出された再弁明書並びに平成 31 年（2019 年）4 月 15 日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書全部非公開決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

- (1) 本件処分は、平成 29 年（2017 年）9 月 1 日に雲頂庵と鎌倉市職員が面談した議事録を対象文書と特定し、全部非公開としたものである。この議事録は、土地所有者である雲頂庵に対し、北鎌倉隧道安全対策工事への協力を要請し、安全対策における調査等に係る立入り等の承諾を得るため交渉している最中の面談の議事録であるところ、その案を市が作成したが、面談の相手方に内容の確認がされていないため、現在も案の状態であり、未成熟である。この状態で公開を行った場合、その後の交渉に影響を及ぼし、今後の事

務に支障が出るおそれがあることから条例第6条第4号イに該当するものとして非公開とした。

- (2) なお、当該行政文書について面談の相手方に内容の確認がなされた後に、改めて情報公開請求が行われれば、その際には当事者に関する情報や事業の内容、交渉の進捗状況等を勘案し、改めて条例に基づき公開・非公開を判断することとなる。

4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の審査請求書及び反論書並びに実施機関からの弁明書及び決定理由説明聴取の結果に基づき、次のように判断した。

- (1) 本件請求対象文書は、複数の面談等の記録に及ぶところ、本件処分対象文書は平成29年（2017年）9月1日に都市整備部と雲頂庵が行った面談の議事録である。

本件処分対象文書について、実施機関は条例第6条第4号イに該当するものとして全部非公開決定を行っているため、この処分について、以下、検討する。

- (2) 条例第6条第4号イ該当性について

ア 条例第6条第4号は、「実施機関又は国の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非公開情報とし、「次に掲げるおそれ」としてアからオまでの5つをあげているが、イとして「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国（中略）の財産上利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」を定めている。

イ 実施機関は、本件処分対象文書について、条例第6条第4号イに該当するとして全部非公開とする本件処分をした。

当審査会が本件処分対象文書を見分したところ、実施機関と北鎌倉隧道に係る関係者との間で行われた、北鎌倉隧道に関する評価や安全対策工事の工法等に係る意見交換の内容が含まれていた。これら交渉の経緯等に係る情報は、明らかにすることを前提にしたものではなく、公開することにより、関係者からの協力が得られなくなるなど交渉の事務に影響を及ぼし、その結果、当事

者としての地位を不当に害するおそれがあると認められることから、同号イに該当するとした実施機関の判断は妥当である。

ただし、別表に掲げる箇所については、交渉自体に直接影響するものではなく、当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとは認められないことから、公開すべきである。

なお、実施機関は本件処分対象文書の発言内容について、相手方の確認がなされていないため、未成熟であるとも主張しているが、仮に確認前の未成熟な情報であったとしても、別表に掲げる箇所が公表されることによって、条例第6条第4号イに掲げるおそれがあるとは認められないことから、そのことをもって全部非公開とする理由はない。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別表)

【第4号該当】

該当資料名称	
該当項目	該当範囲
北鎌倉隧道安全対策に係る関係地権者（雲頂庵）との面談について	
1 ページ 1 行目から 12 行目	すべて
2 ページ 30 行目	すべて
3 ページ 9 行目	すべて
3 ページ 31 行目	すべて
4 ページ 8 行目	すべて

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日			内 容
H	3 0 /	2 / 7	行政文書公開請求書が提出される
		2 / 2 1	行政文書全部非公開決定通知書送付
		4 / 4	審査請求書が提出される（処分庁：道路課 審査庁：総務課）
		5 / 9	処分庁が弁明書を提出
		5 / 2 1	審査請求人が審査庁に反論書を提出
		6 / 2 8	処分庁が再弁明書を提出
H	3 1 /	1 / 2 9	審査会に対し諮問
	/	4 / 1 5	第 106 回 審査会で審議 （実施機関からの口頭による決定理由説明）
R	1 /	5 / 1 7	第 107 回 審査会で審議
		6 / 1 0	答申（答申第 75 号）